

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から44年3月まで

自営業の経理事務や家計のやり繰りはすべて私が行い、国民年金保険料についても、いつも私が夫の分と一緒に納付していた。

申立期間について、夫の年金記録が納付済みとなっているのに、私の記録だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年9月から10月にかけて申立人の夫と連番で払い出されており、申立人及びその夫に係る昭和44年度以降の国民年金保険料はすべて納付済みとなっていることから、自営業の経理事務や家計についてはすべて自分が管理し、いつも二人分の保険料を納付していたとする申立人の主張に不自然な点は見られないとともに、申立人及びその夫の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、社会保険庁の記録によると、昭和50年12月26日に申立人の夫が申立期間に係る国民年金保険料を特例納付していることが確認できる上、当時、申立人は、社会保険事務所で年金の相談を行い、保険料を一括納付した記憶があるとしており、その一括納付したとする額は、当該期間に係る二人分の特例納付保険料とおおむね一致していることから、申立人が当該期間に係る夫婦二人分の特例納付保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月から 51 年 6 月まで

社会保険事務所から私と妻に特例納付の案内のはがきを送付されたので、父が二人分のお金を用意し、徴収会場である A 市役所に納付に行った。社会保険庁の記録では、妻の分は特例納付済みになっているにもかかわらず、私の申立期間に係る国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 9 月ごろに A 市役所で払い出され、同時期に申立人の父親が申立人の国民年金保険料を 2 年分さかのぼって納付しており、それ以降の国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みである上、申立人の保険料を特例納付により納付したとする申立人の父親と母親にも未納期間は無いことから、申立人の家族の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は社会保険事務所から送付された申立人及びその妻に係る特例納付の案内はがきを所持しており、申立人の妻に係る当該特例納付対象となる期間の国民年金保険料は納付済みであることから、申立人の主張に不自然な点は見られない。

さらに、申立期間当時は、申立人の父親が自営業を営み、経営状態は良好で生活状況に大きな変化は無かったとしていることから、申立人の父親が、申立人に係る国民年金保険料のみを特例納付により納付できなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から44年2月まで
② 昭和58年4月から61年3月まで

申立期間①については、義父が「年金は払っている。」と言っていたので、納付していたと思う。申立期間②については、国民年金保険料の納付を当時役場勤務の夫に一任していたので、夫が納付していたはずである。申立期間について、国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和36年4月から同年6月までについては、A町が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿には、36年3月15日に国民年金に任意加入し、37年3月31日に資格喪失した旨記載され、36年4月から同年6月までの3か月分の国民年金保険料が納付されていることが確認できるが、44年3月に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことから、45年6月に国民年金手帳記号番号の重複取消処理を行った際、36年3月の任意加入による資格取得を取り消した上、上記3か月分の保険料を還付したとする記録はあるものの、資格取得の取消し及び還付を行う正当な理由は見当たらないことから、保険料を納付したものと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和36年7月から44年2月までについては、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の義父は既に亡くなっていることから、保険料の納付状況が不明であるとともに、37年3月31日の資格喪失以後は国民年金の未加入期間であることから保険料を納付することができなかったものと考えられる上、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほか

に保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人の夫が申立人の国民年金保険料をA町役場で納付していたと主張しているが、申立人の夫は既に亡くなっていることから、保険料の納付状況が不明である上、同役場が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿及び申立人の所持する国民年金手帳には昭和58年4月30日に被保険者資格を喪失した旨記載されていることから、当該期間は国民年金の未加入期間であったと考えられ、保険料を納付できなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで
昭和 58 年ごろに町内の自治会役員に勧められ国民年金に加入した。国民年金保険料は、自治会役員による集金や A 市役所に持参して納付していた。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 4 月ごろに自治会役員を通じて国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 61 年 4 月以降に払い出されており、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間当時、申立人と同じ自治会で国民年金保険料を納付していたとする知人からは、自治会による集金が行われていたとする証言は得られたものの、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを裏付ける証言は得られない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 8 日から 43 年 7 月 21 日まで
昭和 41 年 12 月 8 日から 44 年 8 月 20 日まで、A 社が経営していた店に勤務したが、このうち申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、昭和 41 年 12 月 8 日から A 社に勤務していたことは、申立人の日記により推認することができ、また、42 年 10 月 21 日から 44 年 8 月 20 日まで勤務していたことは、雇用保険の被保険者記録により確認することができる。

しかし、A 社は、平成 4 年 8 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、給与台帳等の資料は無い上、同社の元取締役は、「申立人について記憶が無く、また、従業員については採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している。

また、A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得時期については、当時の状況を覚えている従業員二人のうち、一人は入社して半年ぐらい後であった、残る一人は入社から 1 年から 2 年遅れていたと証言している。

さらに、社会保険事務所が保管する申立期間に係る A 社の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名の記載は無く、同原票の整理番号にも欠落は無い。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資

料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 26 日から同年 10 月 1 日まで
昭和 34 年 3 月から同年 9 月末まで、A 社で社員として勤務したが、この期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A 社の B 市に所在した営業所に勤務していたことは、時期は特定できないものの、申立人の同社における業務内容についての詳細な記憶などから推認できる。

しかし、A 社の当時の従業員に係る処遇を承知している同僚は、「従業員については、当初臨時社員として採用し、3 か月後に正社員とすることとされていたが、中には必要書類の提出が無く、正社員になる時期が遅れる者がいたこと、及び厚生年金保険の事務手続を行う現場の所長等が適切に事務処理を行わず数年間も被保険者にされないこともあった。」と証言している。

また、A 社は、平成 15 年末に営業を譲渡し、これを継承した C 社には、申立人に係る給与台帳等厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無い。

さらに、申立人は、申立期間と同時期に入社した同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の厚生年金保険の被保険者資格に係る証言を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。